



(令和5年4月1日現在)

1. 商 品 名	こうぎん教育資金贈与専用口座 愛称<はばたけ未来へ>
2. ご利用いただける方	○ 祖父母さま等の直系尊属の方と書面にて贈与契約を締結していて、本専用口座を開設する日において満30歳未満の方 ○ 前年度の合計所得額が1,000万円以内の方
3. 契 約 期 間	満30歳の誕生日まで ※ 満30歳時点で学校等に在籍している場合は、条件によって最長40歳の誕生日まで延長可能
4. 専用口座について	普通預金(キャッシュカードは発行いたしません) ※専用口座開設時に教育資金管理特約を締結させていただきます。 ※本専用口座は、1個人につき1口座です。
5. 預 入 金 額	1円以上1,500万円以内(1円単位)
6. 払 戻 方 法	○ 店頭にて随時引出しできますが、ATMや口座振替等によるお引き出しはできません。 ※ 口座振替とは授業料等の口座振替が該当します。 ○ 教育資金非課税措置の適用となるためには領収書等の提出が必要です。
7. お 利 息 (1) 適 用 利 率 (2) 利 息 支 払 方 法 (3) 利 息 計 算 方 法	店頭表示利率の普通預金利率を適用します。 毎月2月と8月の当行所定の日にお支払いします。 毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を100円とし、1年を365日とする日割計算とします。
8. 税 金	源泉分離課税20.315%(国税15.315%、地方税5%)
9. 付加できる特約事項	マル優のお取扱いができます。
10. ご用意いただくもの	○ 個人番号確認書類 マイナンバーカード、個人番号の記載がある住民票、通知カード ○ 本人確認書類(マイナンバーカードをご提示以外のお客さま) 保険証、運転免許証、パスポート、住民票等(顔写真のないものは2種類必要) ○ 所得確認書類 贈与を受ける前年度の源泉徴収票、確定申告書控等 ○ 直系尊属の方との関係確認書類 戸籍謄本(発行後3カ月以内のもの) ○ お客さまが未成年の場合 親権者さまの本人確認書類 ○ ご印鑑 直系尊属の方・親権者さま・ご本人さまの各々のご印鑑
11. 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の適用期限	令和8年3月31日 ※ 教育資金の一括贈与にかかる贈与税の非課税措置の適用には期限が定められていますのでご注意ください。
12. 当行が契約している指定紛争解決機関	○ 一般社団法人全国銀行協会 連 絡 先 全国銀行協会相談室 電 話 番 号 0570-017109 または 03-5252-3772
13. そ の 他 参 考 となる 事 項	○ 預金保険の対象商品です。 ○ 預金及び通帳は譲渡、質入れすることはできません。 ○ 公共料金等の口座引落とし、給与・配当金・公社債元利金等の口座受取りには利用できません。 ○ 詳しくは店頭窓口までお問い合わせください。